

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額の認定	
根拠法令及び条項		介護保険法第61条の3第1項	
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 介護保険法第61条の3第1項、介護保険法施行規則第97条の3 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成12年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成26年6月25日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(特定入所者介護予防サービス費の支給)

第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

- 1 介護予防短期入所生活介護
- 2 介護予防短期入所療養介護

介護保険法施行規則

(法第六十一条の三第一項 の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第97条の3 法第六十一条の三第一項 の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短

期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス(法第六十一条の三第一項 に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法 の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法 の施行地に住所を有しない者を除く。)であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号 に規定する預貯金、同項第十一号 に規定する合同運用信託、同項第十五号の三 に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号 に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあつては、一千万円)以下であるもの。

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費(法第六十一条の三第一項 に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

三 被保護者